

令和7年10月24日

## 説明会実施状況概要

エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社  
代表取締役社長 伊藤 祐介

### 1 事業計画者の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先

名称	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 伊藤 祐介
所在地	三重県いなべ市北勢町瀬木松之下633番地
連絡先	0594-72-7850

### 2 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画地及び処理施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	BCP（事業継続計画）対策および三重県と太平洋セメント株式会社との「循環型社会の推進に関する協定書」の協定事項の推進のため、中間処理施設（混練）を新設する。
処理施設の位置	いなべ市北勢町阿下喜字中川原 3420 番地
産業廃棄物の処理施設の種類	混練施設
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	屋外施設： 汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く）、引火性廃油、特定有害廃油（1,4-ジオキサンを含むものに限り、かつ、燃料化できるものに限る）
産業廃棄物の処理施設の処理能力	252t/日（8h）

### 3 説明会を開催した日時及び場所並びに参加人数

日時	令和7年10月24日（金） 16時00分 ～ 17時00分
場所	三重県いなべ市北勢町瀬木松之下638番地 エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 北勢工場 応接室
人数	2名

### 4 説明会における事業計画に対する意見及び質疑応答の要旨

質疑①	<p>御社ではないが、先般、他の事業者において、排水に関するトラブルが発生した旨の、報告を受けることがあった。</p> <p>今後、万が一、御社排水が生活用の排水に、悪影響を及ぼす事象が発生した場合は、速やかに連絡頂きたい。</p>
応答①	<p>新設する中間処理施設は、現状施設と同じく、処理に伴って発生する排水は、ありません。</p> <p>弊社施設から排出する水は、雨水と浄化槽で適正に処理を行った後の生活排水のみです。</p> <p>よって、基本的には、生活用等の排水に悪影響が及ぶ事象が発生することはありませんが、万が一、ご指摘のような事象が発生した場合は、応急対策処置を実施するとともに、速やかに連絡をいたします。</p>
質疑②	<p>御社阿下喜エリア事業計画については、資料や安全・環境経営レポート等にて、説明を受け、理解した。</p> <p>今後においては、御社工場の稼働状況や、排水管理状況等を確認するため、機会を見て工場を視察させて頂きたい。</p>
応答②	<p>弊社北勢工場については、現状、排出事業者様等からの工場視察について、年間で150社程、受け入れを実施しております。</p> <p>今後、視察希望のご連絡を頂ければ、いつでも対応いたします。</p>

### 5 配布資料

別紙のとおり。

令和7年10月24日

## 意見書について

条例第2条第2項第9号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は、本事業計画書について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することが出来ます。

### 1 意見書の提出期限、提出先等

提出期限	令和7年11月25日（火）
提出先	〒511-0417 三重県いなべ市北勢町瀬木松之下633番地 エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 北勢工場
提出方法	持参又は郵送 ※提出期限日必着（持参の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く）
様式	規定なし ※住所、氏名、法人にあつては名称及び代表者名、主たる事務所の所在地を記載し、事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見をお願いします。

### 2 その他手続等

見解書の縦覧	意見書の提出があつたときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があつたときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のウェブページ（URL: <a href="http://www.snk-techno.co.jp/">http://www.snk-techno.co.jp/</a> ）に掲載します。

# 阿下喜エリア事業計画

## 住民説明会


2025年10月24日

---

廃棄物は、大切な資源です。

**SNK**  
TECHNO


エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社



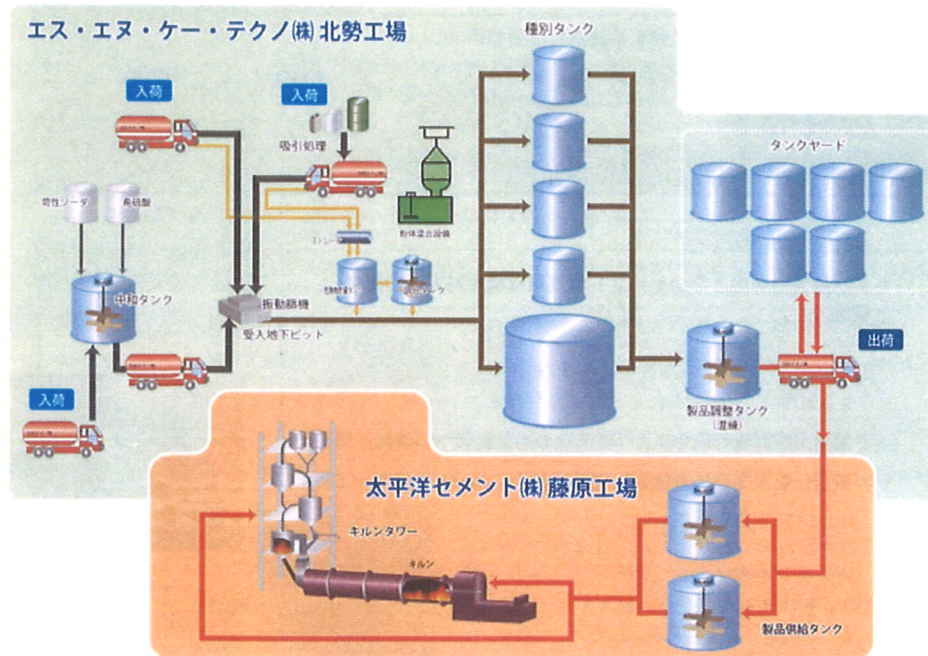
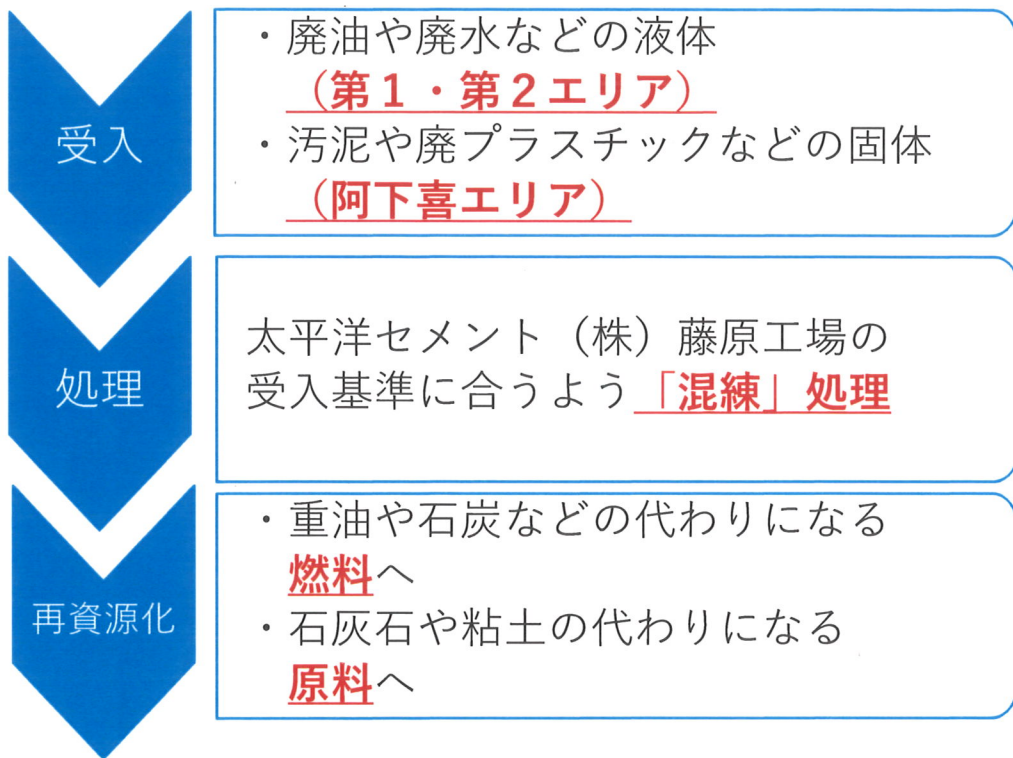
# 本日の説明内容

---

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年10月24日三重県条例第41号）第23条の規定に基づき住民説明会を開催させていただきます。

1. 当社の事業（廃棄物の再資源化事業）
  2. 位置図
  3. 阿下喜エリア「屋外施設（新規設置計画）」
  4. 阿下喜エリア「屋内施設（更新設備計画）」
  5. 環境への配慮
  6. 意見書について
  7. 質疑応答
- 

# 1. 当社の事業（廃棄物の再資源化事業）



2024年度北勢工場への搬入量  
約6万6,000トン



2024年度太平洋セメントへの出荷量  
約6万5,700トン

再資源化率  
99.4%

## 2.位置図





### 3.阿下喜エリア「屋外施設（新規設置計画）」

#### 1. 目的

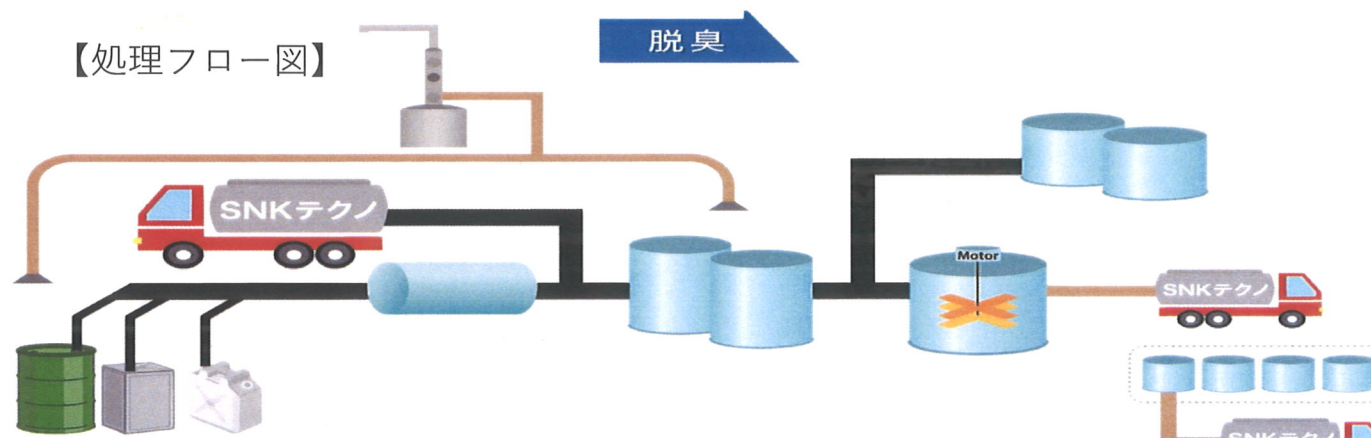
- ・ BCP対策（災害時等の廃棄物処理体制の強化）

#### 2. 実施計画

- ・ 北勢工場第2エリアの施設と同等処理施設（処理能力：252 t /日）の設置
- ・ 「循環型社会の推進に関する協定事項」の推進

#### 3. 処理する産業廃棄物の種類

- ・ 8品目（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ばいじん、引火性廃油、特定有害廃油）  
※現在と同様



## 4.阿下喜エリア「屋内施設（更新設備計画）」

### 1. 目的

- ・現状施設の効率化

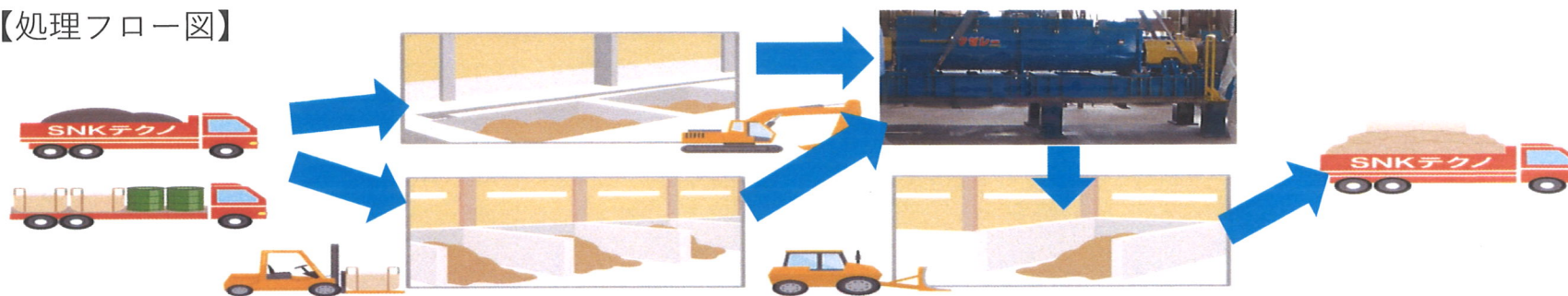
### 2. 実施計画

- ・現施設の処理能力向上に向けた設備更新（処理能力：64 t /日 ⇒ 250.2 t /日）  
⇒ 既存処理設備を撤去し、同場所に新設備を設置
- ・「循環型社会の推進に関する協定事項」の推進
- ・BCP対策（災害時等の廃棄物処理体制の強化）にも対応

### 3. 処理する産業廃棄物の種類

- ・9品目（汚泥、廃油、廃プラスチック類、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい）

【処理フロー図】




## 5.環境への配慮

---

### 1. 環境保全の取組み

- ・ 現施設同様、排水・排ガスの発生は有りません
- ・ 騒音、臭気（臭気は脱臭装置を設置）の発生を最小限に抑制します
- ・ 現在まで、いなべ市との環境保全協定管理値より逸脱結果を測定したことは有りません
- ・ 現在まで、火災・漏洩事故は発生しておりません

### 2. 廃棄物をセメント原燃料に再資源化するメリット

- ・ 廃棄物をセメント製造工程に組み込むことで、廃棄物の安全・安定処理が実現
  - ・ セメント製造時に使用する化石燃料の使用量削減と、それに伴う二酸化炭素排出量の削減
  - ・ 鉱山の掘削量削減に伴う自然環境保全に寄与
  - ・ 環境意識への高まりに伴うセメント製造企業及び地域関連企業の雇用創出
- 

## 6.意見書について

---

- ・別紙参照

～お問合せ先～

エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社

北勢工場

担当：柴原

電話：0594-72-7850

